

安方町会会則

- 第1条 本町会は安方町会と称し、事務所を会長宅へ置く。
- 第2条 本町会は安方1丁目・2丁目(13番地迄)に居住する世帯主及び、団体・企業・店舗をもって組織する。但し、マンションは別途・当事者と協議する。
- 第3条 本町会は信義を重んじ、会員の融和・快適な明るい街実現の為、次の事業を行う。
1. 会員の親睦・福利増進に関する事。
 2. 生活環境の整備に関する事。
 3. 防犯・防災・交通安全に関する事。
 4. 青少年育成・婦人会・老人クラブとの連携に関する事。
 5. その他目的達成に必要な事。
- 第4条 本町会に次の役員を置く。
1. 町会長1名 2. 副町会長2名 3. 総務会計1名 4. 理事6名 5. 監事2名
- 第5条 役員は総会に於いて選任する。任期は2年とし、再任を妨げない。補欠に依る任期は前任者の残任期間とする。
- 第6条 役員の仕事内容を次の通り定める。
1. 町会長は本町会を代表し、会務を統括する。
 2. 副町会長は町会長を補佐し、町会長事故あるときは、職務を代行する。
 3. 総務会計は金銭の出納事務を担当する。
 4. 理事は重要な会務に参画し、業務を分掌する。
 5. 監事は会計を監査し、役員会・総会に報告する。
- 第7条 本町会に相談役を置く事が出来る。町会長が総会の承認を得て委嘱する。
- 第8条 本町会の運営を円滑に行う為、班を置く。班長は班を代表し、会務に参加する。
- 第9条 本町会に防災部を置き、災害対策の強化・充実に努める。規約は別に定める。
- 第10条 総会は役員・班長をもって構成し、次の事項を審議する為毎年5月町会長が招集する。また、役員会が必要と認めたととき、臨時総会を開催する。
1. 事業計画について。
 2. 予算及び決算について。
 3. 会則の改廃について。
 4. 役員を選任について。
 5. その他重要事項。
- 第11条 役員会は次の事項を審議する。
1. 総会に付議すべき事項。
 2. 総会から委任された事項。
 3. その他重要事項。
- 第12条 総会・役員会は町会長が議長となる。会議は定数の半数以上が出席し、議決には過半数を必要とする。可否同数のときは議長が決する。
- 第13条 本町会の経費は町会費・助成金・寄付金をもって充てる。町会費の額は役員会で決定する。
- 第14条 本町会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とし、預金通帳・元帳・出納帳・町会費明細書・領収書を備付け、収支を明確にする。
- 第15条 慶弔規定を次の通り定める。
1. 会員が死亡したときは弔旗を供え、香料を贈る。
 2. 香料は本人・配偶者及び、生計を共にする本人の父母とする。
 3. 功績者に、ご遺族の同意を得て、弔辞を捧げる。
 4. 死亡広告・供花は現職町会長に限る。法要案内は拝辞する。
 5. 上記以外は、役員会で決定する。
- 付 則 本会則は平成18年5月14日より改正実施する。
本会則は平成21年5月30日より一部改正実施する。